

平成31年1月25日(金)

平成31年第1回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成31年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、1番：砂川栄徳委員、2番：久保弘美委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の上原みち子主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを
議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から6番は、議案書7ページから12ページの調査書のとおり、農
地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりま
す。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古空港の十字路の近くに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古空港滑走路南側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、西城・根間地の信号機の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、北増原の東側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、狩俣海岸線道路に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員にお願いいたします。

松岡委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古島クリーンセンター南側に位置し、譲受人は家族経営で果樹・野菜栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、13番・田名和彦委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 13番委員退室 》

議 長：それでは再開します。改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。では、13番委員の入室・着席を認めます。

《 13番委員入室・着席 》

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、5件でございます。受付番号7番から11番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号7番から11番までは、議案書13ページから17ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、上野ドイツ文化村から下地方向に位置し、譲受人は最近宮古島市に引っ越して農業従事していて、親戚の野菜等を手伝っていたが、自ら野菜栽培をすることによって農業経営しています。

議長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員をお願いいたします。

宮平推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、松ヶ原ゴルフ場から久松集落向け500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、長北部落の土地改良区に位置し、譲受人はハーベスター等を所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、嘉手苺公民館南側100㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を9番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、西辺中学校の北側700㎡に位置し、土地改良整備地区で譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、11番委員

喜屋武委員：

受付番号7番についてですが、譲受人は同一世帯ですけど、譲受人の経営面積はないけど、どうなっていますか。

砂川事務局：

筆頭者が別々なので、このような申請になっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号7番から11番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は5件でございます。受付番号12番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号12番から16番は、議案書18ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号12番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺小学校の東側200㎡に位置し、未整備土地である。譲受人は15年以上の農業経営で畜産とサトウキビ栽培を行っていて草地管理です。

議長：受付番号2番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

下地事務局：

受付番号2番から4番についての説明は、参考資料等を参照して下さい。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は10件でございます。
受付番号1番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。譲受人は伊良部地域の方ですが、雇用労働者が2人いて、機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 2 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号 2 番の説明をいたします。場所は、長中公民館の北側 5 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 4 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は、上野 JA 給油所の西側 6 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有し、サトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 5 番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は、狩俣西の浜に位置し、譲受人はこれまで譲渡人の土地を耕作していて、今度は所有権移転と言うことで申請されています。

議 長：受付番号 5 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 5 番の説明をいたします。場所は、砂川保育所十字路から東側 3 0 0 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良 2 区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は、高野公民館の南側 5 0 0 ㎡に位置し、譲受人は新規就農者で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号 7 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 1 区推進委員にお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、吉野公民館南側に位置し、譲受人は50年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：受付番号8番と9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号8番と9番の説明をいたします。場所は、砂川小学校北側に位置し、譲受人は譲渡人から所有権移転して果樹栽培農家です。

議 長：受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、山根集落から上野ドイツ文化村向け200mに位置し、譲受人は葉たばこ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、11番委員

喜屋武委員：

受付番号4番の売買価格について、安くはないのですか。

下地事務局：

この土地に関しては、譲受人の父が生前前に譲渡人と相談して、売買されている件ですので、事務局から売買価格については、指摘できません。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農用地利用配分計画案は2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第4条の規定による許可申請は、3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

現地調査の報告としまして、14番：仲里委員、芳山会長、富永主任、事務局の知花次長、上原主任主事計6名で午前10時から10時40分まで調査資料内容会議、10時40分から午後3時30分まで4条申請3件、5条申請17件、非農地証明6件、合計26件の現地調査、午後3時30分から午後4時まで調査内容調整会議を行った結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市海業センターに隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団既存施設の周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番と3番は関連する案件ですので併せて現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番と3番の説明をいたします。場所は、高千穂の東栄製作所の西側360㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地農業施設と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、10番委員

砂川委員：

牛舎のトタン新築とありますが、新築なのか、立て替えなのか。

知花事務局：

新築ではなく、トタン等の張り替え直しです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番と3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、17件でございます。受付番号1番から17番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から17番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の西側490㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、下地庁舎周辺に連なる農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、10番委員・2番委員

砂川委員：

キャンプ場と申請されていますが、契約内容等はどうのような経営でしょうか。

知花事務局：

現地は、自宅の側に位置し、観光客等の増加に伴い将来的に実施するということです。

久保委員：

キャンプ場設備に関しては、水道管関係工事が必要ではないかと思いますが。

知花事務局：

自宅の隣なので水道工事はないです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮星牧場の東側430[㎡]に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

申請書に営業所が遠方のためと記載されていますが、何処にあるんですか。

上原事務局：

現在の営業所は平良字下里にあります。2022年までの申請ですので、追跡確認調査も実施します。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム南側210に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野・宅地・雑種地に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、川満集落交差点西側50に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・雑種地・原野等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、旧宮古病院跡地東側210に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号6番と7番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番と7番の説明をいたします。場所は、伊良部大橋橋結広場北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野、段差に囲まれた周辺農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番と7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古工業高校西側260^番に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、東小学校西側110^番に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・雑種地・学校施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

工事計画で第1期工事が30年12月1日から31年12月31日と記載されていますが、工事は許可なしに始まっているんですか。

知花事務局：

計画書等の確認を行ってから、訂正させたいと思います。

議長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：受付番号10番と11番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号10番と11番の説明をいたします。場所は、宮古陸運事務所南側に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番と11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、宮古保健所東側430に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、宮古保健所東側430^{メートル}に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、上野新里第3団地南側60^{メートル}に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・雑種地・団地等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、久松漁港の東側80㍍に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地等に連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：受付番号16番と17番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号16番と17番の説明をいたします。場所は、千代田ハイツの北側80㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、一団農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番と17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長：次に、日程第8議案第7号、非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願いは、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を15番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古土地改良区の西側800メートルに位置し、30年前から畑として使用しておらず、原野化状態であることを確認し、非農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、来間大橋西側1.5kmに位置し、岩盤と雑木等が生い茂り耕作出来ないことを確認し、非農地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

砂川委員：

この土地は、農振農用地になっていますが、確認済みですか。

知花事務局：

農振農用地として確認しています。

上地局長：

下地地域パトロールでも確認されていますので、申請されています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、とびとり御嶽の東側670㎡に位置し、20年以上も農地として利用されたことがないことを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、ペンションカントリーの南側60㎡に位置し、畑として利用されてなく、原野化している状態であることを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、新城公民館東側1kmに位置し、鉾山と隣接して、耕作出来ない状態であることを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、15番委員

仲里委員：

鉾山との関係はどうなっているのか。

上原事務局：

農振農用地に入っていますので、農政課と相談してとの指導をしています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、城辺オーシャンリンクスゴルフ場の北側200mに位置し、岩盤を含んだ傾斜地で耕作出来ない状態であることを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委員：発言なし

議長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、平成31年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成31年1月25日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
1 番 委 員 砂 川 栄 徳
2 番 委 員 久 保 弘 美